

令和4年1月18日開会

令和4年1月18日閉会

第757回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 7 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 7 回湯川村農業委員会定例総会を令和 4 年 1 月 1 8 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
3 番	齋 藤 真 助	4 番	星 正 大
7 番	兼 子 房 男	8 番	津 村 榮 喜
9 番	渡 部 正 美	1 0 番	兼 子 力
1 1 番	佐 藤 孝 志	1 2 番	山 口 栄 子
1 3 番	武 藤 喜 久 子	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（0 人）

5 番	鴻 巣 重 人	6 番	佐 藤 敬 一
-----	---------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂 内 真 隆 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）の検討について

5. 会議の概要

（午後 1 時 3 0 分開会）

議 長 皆さん、おはようございます。さて、昨年は、米の大暴落、減収ということで当村にとっては、最悪の 1 年であったわけです。昨日、福島民報に湯川村出身の五十嵐さんの記事が載っておりました。現在会津若松支社長でございます。JA 会津よつばの園芸の取り組みや大規模生産団地の構想の実現に向けての提言の記事が載っておりましたので、是非皆さんも一読頂きたいと思います。米余りの現在、これから農業を専業として取組んでいく方については、市場評価の高い品目、園芸も経営の中に入れて行かなければならないと思います。また、施設に多額の費用がかかりますので、国県の補助事業を効果的に組み合わせ有効に活用して行かなくてはならないと思っております。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、5 番委員、6 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告

は受けておりません。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 757 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第 2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に 4 番委員と 7 番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 1 号を朗読。続けて 3 ページを別紙により説明。

整理番号 1 番について説明いたします。譲渡人は■■■■集落の■■■■さんです。譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は■■■■、地目は田、面積は 1,008 m²の内の 88 m²の 1 筆です。

申請地の、場所につきましては 4 ページに案内図をのせてございますが、申請地の■■■■の田が赤線の部分でございまして、そのうちの塗られている部分が 88 m²の転用する部分でございまして、5 ページには公図を添付しています。赤色で枠の部分でございまして、6 ページには、求積表を添付してございまして、分筆するため測量してございまして、農地転用許可後に分筆登記する予定です。転用の事由であります。申請人は、娘の結婚に伴い娘夫婦の住まいとして、■■■■集落の空き家を令和 3 年 10 月に購入いたしました。購入した住宅敷地が 79.33 m²しかなく駐車スペースが確保出来ないため、住宅用地に隣接している農地を駐車場及び物置場用地として利用したい。この農地につきましては、農振農用地外の農地でございまして、工事の内容といたしましては、農地を整地して砂利敷します。西側の農地との境界に擁壁を施工する工事内容です。

計画面積は、露天の駐車場 2 台分で 62 m²と除雪道具を入れておく物置を設置する用地と通路用地で 26 m²、合計で 88 m²の計画面積です。進入路については、東側の村道からとなり既存のものを利用します。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分につ

いては、申請地は役場並びに湯川中学校から500m以内に位置し、東側村道は、4m以上の幅員があり、道路に水道管と下水道管が埋設されていることから、原則許可できる3種農地の公共施設便益区域内農地に該当しております。また、面積につきましても88㎡と必要最小限であり購入した住宅敷地と合わせても167㎡で、一般住宅の転用基準面積の500㎡以内であるため合致しています。続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましても、ございませんでした。次に資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、残高証明を添付して頂き確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地の東側・南側は村道に隣接、北側は、譲受人が購入した宅地、西側にのみ田がありますが、土砂が流失しないように、境界に擁壁を施工するため付近に及ぼす影響はないと考えます。また西側農地の土地所有者から同意を得ており特に問題ありません。

申請地は、駐車場用地であるため、取水・排水計画はなく、雨水につきましても、地下浸透でございますので、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査実施委員からの報告をお願いします。12番委員をお願いします。

12 番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

10 番委員 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているため承認したいと思ひます。

議 長 これより、議案第1号を採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、8ページをお開きください。議案第2号、農用地利用集積計画の決
定について（利用権設定）を議案書8ページにより朗読。9ページからの案件、
新規3件、再設定15件、合計18件について説明。最後に農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議 長 議案第2号整理番号5番につきましては、わたくしが、整理番号8番から10
番につきましては、3番委員、整理番号14番につきましては、13番委員のご
家族が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いた
いと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議 長 ご異議なしと認めます。はじめに整理番号5番については、私が借受人となっ
ている事案であります。農業委員会法第31条「議事参与の制限」にあたりま
すので、議長を職務代理者をお願いいたしまして退席いたします。

（議長交代）

職務代理 それでは、議長を交代して進めさせていただきます。

職務代理 これより整理番号5番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いい
たします。

職務代理 これより整理番号5番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

職務代理 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

職務代理 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

職務代理 これより議案第2号、整理番号5番を採決したいと思っておりますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

職務代理 ご異議なしと認めます。これより議案第2号、整理番号5番農用地利用集積
計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

職務代理 議案第2号、整理番号5番農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員で
あります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

職務代理 1番委員の入室を許可します。議長を交代いたします。

（議長交代）

議 長 それでは再開いたします。

議 長 続きまして、3番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号8番から10番に対しまして担当委員から補足説明があれ
ばお願いいたします。

議 長 これより整理番号8番から10番に対する質疑に入ります。質疑ございません

か。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
(意見なし、の声)

議長 これより議案第2号、整理番号8番から10番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第2号、整理番号8番から10番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 3番委員の入室を許可します。

議長 続きまして、13番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号14番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより整理番号14番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
(意見なし、の声)

議長 これより議案第2号、整理番号14番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第2号、整理番号14番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 14番委員の入室を許可します。

議長 続きまして、議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外に対する質疑に入ります。

議長 他にございませんか。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

14番委員 議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第2号整理番号5番、8番から10番、14番以外の、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、事務局より追加議案の申し出がありましたので、お手元にお配りいたしました、別紙案件を追加議案とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。日程第4、議案第3号、農用地利用配分計画案の検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農用地配分計画案を朗読。湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写しを添付してございます。今回の案件につきましては、再配分でございます。平成30年に■■■■■■■■■■にお住いの土地所有者が中間管理機構に貸し付けて同集落の■■■■■■■■■■さんが借り受けた農地でございます。今回■■■■■■■■■■さんから、息子さんの■■■■■■■■■■さんに農業経営を譲ったことにより借受人の名義が変更になったことに伴う再配分でありますので、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第3号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第3号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第757回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第1号 原案のとおり承認

議案第2号 原案のとおり決定

議案第3号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和4年1月18日午後14時18分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年2月17日

湯川村農業委員会

会 長

4 番 委 員

7 番 委 員